写

設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会

調 査 確 認 報 告 書

令和６年 11 月 25 日

いわき市水道事業管理者
山　田　　誠　様

設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会

委　員　長	緑 川 猛 彦
職務代理者	磯 﨑 泰 三
委　　員	佐 藤 二 三 男
委　　員	白 田 真 一
委　　員	金 子 一 平
委　　員	小 林 幹 世

目　　次

1　はじめに　…　Ｐ１

2　委員会による分析　…　Ｐ２

⑴　事業者アンケート調査及び聞き取り調査の分析　…　Ｐ２

⑵　職員アンケート調査及び聞き取り調査の分析　…　Ｐ４

3　水道局の再発防止策への意見　…　Ｐ７

⑴　再発防止策の視点等　…　Ｐ７

⑵　ハード面からの意見　…　Ｐ７

⑶　ソフト面からの意見　…　Ｐ９

⑷　制度面からの意見　…　Ｐ12

⑸　その他の意見　…　Ｐ15

4　おわりに　…　Ｐ17

5　資料　…　Ｐ18

⑴　設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会設置要綱　…　Ｐ18

⑵　中間報告書　…　Ｐ19

1 はじめに

本「設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会」は、設計単価に誤りがあったにもかかわらず、落札者が最低制限価格と同額で落札した「平下平窪配水管（第 106-49 号外）改良工事」に関する事実の調査確認及び必要な改善措置の検討を、第三者の視点を加え、客観的に行うことを目的に設置された。

委員会では、関係者延べ 45 者への聞き取り調査や積算システムの確認等できうる限りの調査は行ったものの、我々の調査確認には限界があることから捜査機関への相談が必要であると判断し、令和６年５月 27 日、水道事業管理者に対して中間報告を行った。

一方、これまで行った聞き取り調査やアンケート調査を参考に改善措置の検討を進め、このたび、当該案件の再発防止のために必要な改善措置を取りまとめたことから「設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会設置要綱」第２条に基づき、次のとおり報告する。

なお、委員会では、改善措置として有効と考えられる再発防止策を例として提案するが、水道局においては、その後においても違算による契約解除や入札中止等の事案が発生していることから、本報告の趣旨を十分に理解し、全職員が自分事として水道局を改善するという意識を持ち、前例に囚われない各種の再発防止策に取り組まれるよう要望するものである。

また、再発防止策の中には、信頼回復に向けて、水道局が既に取り組んでいるものや検討を始めているものも含まれていると思われるがご了承いただきたい。

【参考：委員会の開催状況】

第１回：令和６年 03 月 29 日（金）　水道局第１会議室
　・委員会の概要説明及び調査確認の実施や今後の取り組み等の確認

第２回：令和６年 04 月 19 日（金）　水道局東分庁舎西会議室
　・調査確認の結果及び今後の進め方の確認

第３回：令和６年 05 月 27 日（月）　水道局東分庁舎西会議室
　・報告書（案）の審議及び今後の改善措置等検討のスケジュール確認

第４回：令和６年 07 月 05 日（金）　水道局東分庁舎西会議室
　・アンケート調査や聞き取り調査の分析
　　及び具体的な改善措置の検討

第５回：令和６年 09 月 06 日（金）　水道局東分庁舎西会議室
　・具体的な改善措置の検討

第６回：令和６年 11 月　８日（金）　水道局東分庁舎西会議室
　・具体的な改善措置の検討及び報告書（案）の確認

第７回：令和６年 11 月 25 日（月）　水道局第１会議室
　・報告書（案）の審議

２ 委員会による分析

⑴ 事業者アンケート調査及び聞き取り調査の分析

① アンケート調査等の概要

○アンケート調査

アンケート調査は、事業者が入札金額をどのように算出しているのかを確認するとともに、情報漏洩や談合等の情報を把握する目的で行った。調査にあたって、対象となる事業者を訪問して協力を依頼し、回答方法として、郵送、ファックス、電子メール等複数の手段を準備した。

実施期間　令和６年４月９日（火）～令和６年４月 15 日（月）

調査対象　「平下平窪配水管（第 106-49 号外）改良工事」の入札に参加を希望した落札事業者を除く全事業者（辞退事業者も含む）

回 答 数　回答者 18 者（対象者 19 者：回答率 94.73％）

○聞き取り調査

令和６年４月８日(月)に落札した事業者に対し、また、調査確認の結果において新たに疑義が生じたものや積算の状況等について、５月８日(水)、５月９日(木) 及び５月 20 日(月)に、委員の聞き取りによる調査確認を実施した。

② 調査に関する考察

アンケート調査では、最初に「会社の状況」を確認した。

全事業者がいずれかの民間積算システムを利用し、公表されていない単価の設定方法（複数回答）については、11 者が情報開示請求や資材事業者等への見積により、９者が物価本等の資料により、７者が積算システムにより設定していると回答している。

また、全事業者に市職員ＯＢ社員の在籍がないことを確認した。

次に、「今回の工事に関すること」を確認した。

公表されていない本工事の汚泥処理単価及び汚泥溶出試験費を知っていたかについては、同種工事の情報開示請求や設計書に記載されている事業者に直接確認するなどの方法により７割を超える 14 者が「知っていた」と回答している。

また、全事業者から「本工事について他社との話合い等をしていない」との回答を得た。しかし、４者が本工事の情報漏洩等の情報を、６者が過去の情報漏洩等の情報を聞いたことがあると回答したことから、「聞いたことがある」と回答した事業者に協力を依頼し、後日、聞き取り調査を行ったものの、「噂として聞いたことがある」などの回答にとどまり、具体的に明確な事実と判断できる回答は得られなかった。

最後に、「本市の入札制度等についての意見（自由記述)」では、今回の案件に対して徹底した調査を求める意見とともに、より公平性・公正性・透明性・

競争性が担保される入札制度の運用を求める意見が多く寄せられた。なお、入札制度等に関する意見は、主に次の５項目である。

［入札制度等に関する意見］
ア　指名競争入札
・地域性を重視するとともに、受注件数や未完成工事（工期の厳守）などに考慮した指名を行うこと。
・資材や人件費が高騰している中、建設工事の発注基準については、長期間改定されていないことから、発注基準等を見直し、指名競争入札の発注件数を増やすこと。
イ　総合評価方式
・総合評価方式による発注件数を増加させること。
ウ　最低制限価格
・情報漏洩等の防止策として、当日（開札時）に決定することとし、誰もが知り得ない最低制限価格（ランダム係数による決定）を採用すること。
・積算システムに費用をかけ、円単位の積算に労力を費やしても落札できない事業者が多い状況にある。工事費総額のうち数百円、数千円程度の差であれば、水道局が設定する最低制限価格と同額でなくても大きな影響はなく、概ね適正な範囲内の積算額であると考える。くじによる決定は増加すると思われるものの、百円単位の最低制限価格を千円単位又は万円単位に変更すること。
エ　工事費内訳明細書
・入札価格の算定根拠を明確にするため、入札申し込み時に積算した額がわかるもの（積算システムから出力したもの等）を提出させること。
・契約時に提出する詳細な工事費内訳明細書は、積算した各項目の金額に割合を乗じて処理した内訳書を新たに作成する必要があることから、詳細な工事費内訳明細書の提出について検討すること。
オ　制度設計
・これからの水道事業の技術継承（災害対応にも貢献）等に繋がるよう、より多くの事業者に工事がいきわたるような改革を行うこと。
・適正な工期が確保されるような工事の発注を行うこと。
・抱えている工事件数等から工期が間に合わないと思われる事業者が工事を受注し、工期を延長しているといった現状があることから、入札時に不適切な受注を抑制できるような制度を検討すること。

まとめとして、事業者が工事費を積算するにあたっては、歩掛や設計単価などの多くが公表されており、公表されていない単価であっても情報開示請求等で単価を入手することができること、また、全事業者がいずれかの民間積算システムを利用しており、システムの精度も向上していることなどから、水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することは可能であると判断した。

次に、情報漏洩や談合等の情報については、「噂として聞いたことがある」などの回答にとどまり、具体的に、明確な事実と判断できる回答は得られなかった。このため、我々の調査確認には限界があるとして、捜査機関への相談が必要であると判断したところである。

また、入札制度等についての自由記述欄には、今回の案件に対して徹底した調査を求める意見やより公平性・公正性・透明性・競争性が担保される入札制度の運用を求める意見が多く寄せられた。

委員会では、これらの意見を参考に、入札制度等に関する改善措置を検討した。

⑵　職員アンケート調査及び聞き取り調査の分析

①　アンケート調査等の概要

○アンケート調査

アンケート調査は、職員の契約等の業務経験や法律等に対する意識などを確認するとともに、職場環境等を把握する目的で行った。調査は、職員からの率直な意見を受け、課題や問題点を的確に判断することが必要と考え、匿名性を担保した電子システムを利用する無記名での調査とした。

実施期間　令和６年４月 26 日（金）～令和６年５月 15 日（水）
調査対象　令和５年度、令和６年度に水道局に在籍している全職員
（会計年度任用職員等は除く）
回 答 数　回答者 156 名（対象者 190 名：回答率 82.11%）

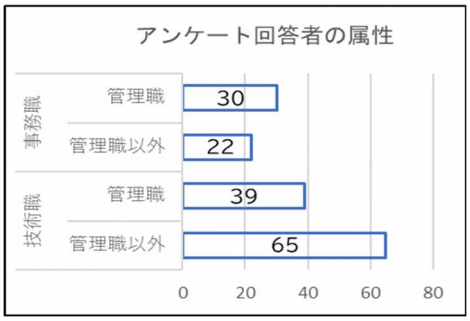

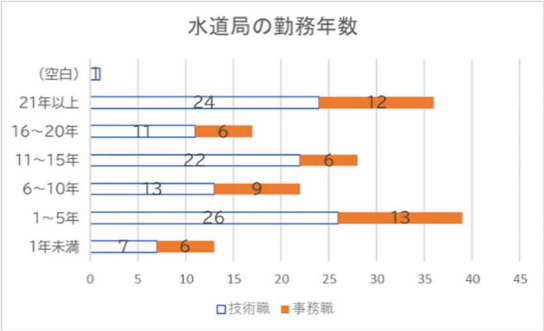

○聞き取り調査

令和６年４月４日(木)及び４月５日(金)に設計書を閲覧できる立場にあった 17 名に対し、また、調査確認の結果において新たに疑義が生じたもの等については、令和６年５月８日(水)、５月９日(木) 及び５月 20 日(月)に、委員の聞き取りによる調査確認を実施した。

②　調査に関する考察

最初に、調査対象となった職員の「職種等属性」を、次に、「工事等の契約に関する経験等」を確認した。

契約に関する業務経験を持っている職員が 131 名と８割を超えていること、また、事業者との打合せは局庁舎内において行うことが多いものの、打合せはほぼ１人で対応していることを確認した。

次に、「不正行為につながるような要求」を確認した。

守秘義務がある入札情報等について、事業者等から問合せを受けたことのあると回答した職員は 37 名、自分以外の職員が問合せを受けたのを見聞きしたことがある職員は 34 名いた。

問合せは、事業者または業界団体からが 38 名と最も多く、次に、他の課等の職員（異動した前任者も含む）からが４名、当該工事等の決裁者ではない上司同僚、前任者（同じ課等に在籍する者に限る）からが１名、職員ＯＢからが１名などで、その内容は、設計額（非公開の単価等に関するものも含む）に関することが 24 名、事業者等が積算した金額等の確認に関することが 20 名、入札参加事業者に関することが 17 名、予定価格に関することが８名、最低制限価格に関することが７名などの回答である。

次に「法律等に対する意識」を確認した。

予定価格や最低制限価格等の情報や職務上知り得た秘密を漏らした場合に法令違反になることを知らない、また、予定価格や最低制限価格等の情報や職務上知り得た秘密を漏らした場合懲戒処分になることを知らないと回答した職員が各々１名、官製談合防止法の主旨を知らないが 38 名、入札談合等関与行為防止法の主旨を知らないが 42 名いた。

次に、「法令遵守（コンプライアンス）の状況」を確認した。

コンプライアンスに関する問題点として、職務上必要な法令やルールに対する十分な確認・理解不足と回答した職員が 46 名、個人情報の取扱いが 29 名、仕事に関する必要な情報の職場内での共有化が 27 名、業務上の書類や資料の整理が 24 名、公共の場での職員の立ち話などからの情報漏洩が 16 名などの回答があり、その発生要因として、個人的な資質が 75 名、業務多忙が 65 名、法令等の理解不足が 64 名、規範意識の緩みが 56 名、情報共有・チェック体制の不備が 52 名、人手不足が 51 名などの回答となっている。

次に、「職場環境」を確認した。

知識や経験不足等のため部下や同僚からの業務上の相談に適切に対応できないと回答した職員が 19 名、知識や経験不足、業務多忙等のため職場で困っている人がいても手助けできないが 12 名、上司が多忙で声をかけにくい・報告しても上司から適切な応答がない等の理由で上司に報告等ができないが７名となっている。

まとめとして、職員の大多数は、コンプライアンス等の正しい知識を持っていると判断される。しかし、事業者等から、不正行為につながるような入札情報などの問い合わせ（要求）を受けたことがあると回答した職員が２割以上もいる状況を鑑みると、職員が置かれている現状を様々な要因から検証し、改善する必要があると考える。

アンケート調査のいくつかの設問に自由記述欄を設けたことから、職員から率直な意見が多く寄せられた。委員会では、これらの意見を参考に課題や問題点を分析し、水道局として必要と思われる改善措置を検討した。

３ 水道局の再発防止策への意見

⑴ 再発防止策の視点等

委員会では、当該案件の再発防止策として「違算により契約解除となった点」及び「職員による情報漏洩等が疑われた点」の２つの視点から検討し、機密情報の管理など「ハード面での取組」、コンプライアンス意識の醸成など「ソフト面の取組」、更に入札・契約制度の見直しなど「制度面での取組」、調査確認委員会のあり方など「その他の取組」の４つに分けて整理し、後述のとおり意見を取りまとめた。

水道局においては、当該事案の発生後に、違算を防止するため積算システムに手入力する項目を削減するとともに、新たに作成したチェックリスト等で、担当者はもとより、検算者、決裁者等が確実にチェックできるような体制としたと聞いている。委員会では、改善措置として有効と考えられる再発防止策を例として提案するが、水道局においては、その後においても違算による契約解除や入札中止等の事案が発生していることから、本報告の趣旨を十分に理解し、全職員が自分事として水道局を改善するという意識を持ち、前例に囚われない各種の再発防止策に取り組まれるよう要望するものである。

⑵ ハード面からの意見

① 機密情報の管理

委員会では、執務室における書類の保管状況等を確認した。この結果、施錠可能なロッカー等について設置はされているものの、工事等の書類を保管するために十分な数量ではなく、書類の一部は施錠できないロッカーや机などに保管されていること、また、積算システムについては、使用する者をパスワードで制限しており、アクセスログ等は、指定された一人の管理者が確認できる管理状況にあることを確認した。

また、職員アンケートの「情報漏洩防止の観点から、他の職員の行動などに注意したことがあるか」との質問に対して次のような回答があった。

・「工事等の書類を窓口等から見えるようにしない」、「机上に置いたままで離席しない」、「帰庁時には適正な場所に保管する」など、機密情報・個人情報に係る書類等の保管方法に関すること

・「設計金額等が見えないようにして書類を回す」、「決裁途中の書類を適正に管理する」など、書類決裁時の管理方法など書類等の管理に関すること

・「共有フォルダ内のデータを無断で課外の職員に提供しない」、「Logo チャット等で職員の個人情報を送信しない」など、個人情報等を含む情報の取扱方法に関すること

・「事業者に聞こえる場所（例えば、窓口付近や飲食店等）で業務上の話をしない」など業務上の会話や、「帰庁時にはパソコンを閉じる（シャットダウンをする）」など情報等の管理に関すること　など

以上の点から、改めて入札関係書類等の機密情報の取扱いを確認し、第三者が情報を容易に入手できない環境を確立するよう、次の対策を講じること。

ア　書類等の管理の徹底

入札関係の書類など機密情報が含まれる書類等は、局内の決裁過程においても、職務権限規程に規定される決裁者以外の目に触れないよう留意し、中身が見られる状態で机上等に放置しないことはもちろん鍵付きロッカー等での保管を徹底するなど、書類等の管理を徹底すること。

また、共有で使用するロッカー等は施錠責任者を置くとともに、鍵付きロッカー等が不足している場合には鍵の設置、あるいはロッカー等の購入を検討すること。

イ　机上の整理整頓等

機密情報が含まれる書類等がほかの書類等に混在しないよう常に机上等の整理を行うとともに、離席する際の書類の収納、パソコン画面の非表示等を徹底すること。

ウ　入札関係書類等の情報共有者の削減

今回の事案では設計書を閲覧できる立場にあった職員が 17 名おり、当該人数の妥当性を疑問視する声も聞かれたことから、改めて決裁ルート等を確認すること。なお、決裁者等の情報共有者の削減は、チェックする目も減となることを踏まえ、当該決裁者等の必要性を十分検討すること。

エ　各種システムの管理の強化

積算システムの利用にあたっては、業務に関係する職員以外のアクセスを制限するなど、第三者が容易に閲覧できない状況を維持するとともに、不正な閲覧等を速やかに確認できる体制を強化すること。

職員共用のフォルダを利用して文書を保存する場合には、パスワードを設定するなど第三者が容易に情報を閲覧できない状況とすること。

また、業務外情報へのアクセス制限が基本であるが、システム上制限ができない場合には、アクセス履歴の監視等について、改めて職員に注意喚起を行うなど、不適切な利用を抑制すること。

②　事業者等との対応

職員アンケートにおいて、37 名（23.7%）の職員が、不正行為につながるような要求を事業者または業界団体、職員ＯＢ、職員であっても業務に関係のない者（当該工事等の決裁者ではない上司、同僚等）などから受けたことがあると回答している。

事業者等外部の者に対する警戒心はあるものの、水道局という市から独立した組織にあっては、決裁者ではない上司や同僚等の職員も部外者（第三者）であるという認識が低い傾向にあると考えられる。このため、入札関係の書類等を第三者に見せた場合には情報漏洩等の違法行為を行っている可能性があるというリスクを意識する必要があることから、次の対策を講じること。

ア　対応マニュアルの周知

「契約事務の適正な執行について（令和６年４月 26 日付財政部長通知）」において、契約事務の適正な執行等に関し職員等が注意すべきことなど基本的な事項が記載されていることから、水道局においても当該通知等を参考として、定期的に所属職員に周知徹底すること。

イ　事業者等の執務室への入室制限等

執務室の入り口に立ち入りを禁止する旨掲示するなど、入札関係の書類等がある執務室内に事業者等を立ち入らせないこと。

また、事業者等との打合せはオープンな場所で、原則、複数人又は他の職員が身近にいる環境で行うなど、職員が事業者等と１対１になる機会を低減すること。

ウ　業務用携帯電話等の貸与

アンケート調査では、職員のうち 84 名（53.8%）が「事業者と個人所有の携帯で連絡を取り合ったことがある」と回答しているが、水道局では業務用携帯電話を職員に貸与していないため、漏水等の緊急対応時など、職員個人所有の携帯電話で事業者と連絡を取らざるを得ない状況にあることを示す結果と考えられる。

情報漏洩等があった自治体の報告書では、頻繁な個人の携帯電話使用が事業者との密接な繋がりの一因になるとされていることから、業務用携帯電話等の貸与あるいは個人のスマートフォン等にアプリをインストールすることで業務用の番号を使用することができる個人携帯端末等の業務利用（BYOD）を検討すること。

⑶　ソフト面からの意見

①　コンプライアンス意識の醸成

職員アンケートにより、職員の大多数がコンプライアンス等の正しい知識を持ち、誠実に職務を遂行していることが確認されたものの、予定価格や最低制限価格等の情報や職務上知り得た秘密を漏らした場合に法令違反になることを知らない、あるいは、官製談合防止法・入札談合等関与行為防止法の趣旨を知らないと回答した職員が複数人いた。

そもそも何が違法行為になるのかを十分に理解していないことによって、知らず知らずに違法行為を行っている恐れもある。このため、個々の職員の意識醸成は必須であることから、次の対策を講じること。

ア　基本事項の確認

予定価格や最低制限価格等が機密情報であることを改めてすべての職員に認識させるとともに、機密情報の取扱いについては、機会を捉えて繰り返し確認すること。

イ　定期的な研修の実施

基本的なことを知らず違法行為を行ってしまう可能性もあることから、すべての職員を対象としたコンプライアンス等に関する研修を行うこと。

なお、意識醸成には繰り返しの研修が有効であると考えられることから、定期的に公正取引委員会等の外部講師によるコンプライアンス等の研修を行うとともに、特に、初めて契約等の業務を担当する職員に対しては、個人の理解度に応じた関係法令等を含めた研修を行うこと。

また、事務手続きの留意点を各自が確認できるよう、具体的な不祥事の事例と対策集等の提供を検討すること。

ウ　不祥事防止に向けたリーフレット等の周知

不祥事を根絶するためには、職員及び事業者等双方の意識を高める必要があることから、職員の意識醸成とともに、機会を捉えて、事業者等に対する注意喚起も行うこと。

エ　不当な働きかけに対する報告の徹底

万が一入札情報等の機密情報を聞き出そうとするなどの不正な働きかけがあった場合には、職員からの報告をより実効性のあるものとするため、「いわき市水道企業職員に対する働きかけ及び不当要求行為等への対応に関する要綱」に基づく報告等の一連の流れや所定の様式を再度確認し、職員に周知すること。

②　意識改革に向けた取組み

アンケート調査において、人員不足や業務多忙等といった声が多く聞かれたが、人口減少や少子高齢化の進行により、いわき市においても財政的な制約がますます高まることが想定されており、水道局の職員数が増える見込みはないと考えられる。しかし、住民ニーズは年々多岐にわたる複雑なものも多くなっており、職員が対応しなければならない業務は増加する一方である。

このような状況が続けば、人員不足や業務多忙等の問題が深刻化することが明らかであり、水道局の人員、資産、予算等の経営資源をどのように配分していくか見直す必要がある。このため、内部統制制度等を活用して業務の内容を整理するとともに、毎年度、業務の配分やチェック体制の確認を実施するよう提案する。

ア　全職員が適正に事務執行できる体制の構築

職員が適正な事務の執行を確保するため、職員が行うべき業務の内容を整理し、法令上の責任等について整理するなど、きちんとリスクを把握して対策を講じるとともに、職員の負担とならないような業務の配分等を、毎年確認すること。

イ　内部統制制度の浸透

再発防止策を講じてもそれがきちんと履行されなければ意味をなさない。

このため、組織マネジメントの強化や業務の改善等に有効とされる内部統制制度を活用し、再発防止策が継続的かつ効果的に行われているかを分析、評価し、必要に応じて見直すこと。

ウ　組織マネジメント力の強化

内部統制制度等を活用した事務執行体制の確認にあたり、水道局の組織に内在する制度、慣例、仕組み、職員の意識等を、時代の環境変化に即応し未来を見据えたものへと変革させるよう、水道局として柔軟な意識を持つこと。

なお、当該案件の再発防止策を講じるにあたっても、水道局の現状を丁寧に分析し、職員の意見を吸い上げて、前例に囚われない各種の再発防止策を十分に検討すること。

③　職場環境の改善

職員アンケートでは、部下や同僚からの業務上の相談に適切に対応できない、職場で困っている人がいても手助けできない、上司が多忙で声をかけにくい、報告しても上司から適切な応答がない等の回答があった。

知識や経験不足、業務多忙等を理由としていることから、業務の内容を整理し必要に応じて業務体制を見直すとともに、日頃から職場内のコミュニケーションを図り、誰もが相談しやすい職場環境づくりに取り組むこと。

また、一人の職員が長年同じ職場にいることによって、周りから意見できない雰囲気や事業者との馴れあいが出てくるなど、情報漏洩等が発生する要因のひとつとして考えられることから、定期的な人事異動も検討していくべきものと考える。

ア　管理職の育成

アンケート調査において、業務上の知識や経験が不足している等の理由で部下や同僚からの業務上の問題や悩みに適切に対応できていないと回答した職員が 19 名（12.2%）いた。例えば、管理職にある職員はその場で適切な回答に至らなくても自分の手を止めて話を聞く等の基本的な姿勢はもちろん、状況に応じて組織としての判断を仰ぎつつ、速やかに職員の業務上の問題等の解決を図るよう努めることが重要であると考える。

中には、自分の対応に不安があるという管理職職員も見受けられることから、管理職職員がお互いに話をしやすい環境や上位の者が相談等に応じやすい環境を構築するなど、組織全体として環境の改善に取り組むこと。

また、管理職職員に対し、部下職員への指導力、マネジメント力等の向上を図るための研修や参考資料等の提供も検討すること。

イ　定期的な職員面談等の実施

アンケート調査では、職場内で相談しにくい、意見しにくいという意見もあったことから、定期的に個人面談（人事評価、自己申告調査も含む）を行うこと。

また、業務上はもちろん、業務以外であっても問題や悩みを抱え込んでしまわないよう、管理職はもとより同僚職員の間でも日頃からコミュニケーションを図るように努めること。

ウ　業務の効率的かつ効果的な遂行等

業務多忙等という意見が多くあったことから、必要に応じて業務体制を見直すとともに、業務の効率的かつ効果的な遂行等に努め、超過勤務の縮減や休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組むこと。

また、全国的にも、ＡＩ等を利用した「自動配管設計支援システム」「ＡＳＰ(工事情報共有システム)」「ＡＩ審査アプリ」「水道情報アプリ」など、新しい手法が取り入れられていることから、水道局においても活用を検討すること。

エ　定期的な人事異動等の実施

一人の職員が長年にわたり同じ職場にいることで、他の職員から意見できないような雰囲気や事業者との馴れあいが出てくる可能性があるなどの弊害も考えられることから、定期的な人事異動や配置替えを実施すること。

また、人事異動等により、後任の職員が前任者の業務をチェックすることで、不適切な事案があれば早期に対処することができるメリットや、職員の経験の幅を広げることが可能となること等を考慮し、計画的に行うこと。なお、人事異動等にあたっては職員個人の意向も踏まえ、水道局内での異動等に限らず、市長部局等への人事異動等も視野に検討すること。

⑷　制度面からの意見

①　応札・落札状況の分析

民間の積算システムの普及と見積設計単価の公表等により、設計金額や最低制限価格を算出しやすく、同額抽選が多発する現状では、情報漏洩等の不正があったかどうかの判別は難しい。

このため、継続した応札・落札状況の分析を行い、現在の制度が適正なものとなっているかを検証するとともに、第三者によるチェックも必要と考える。

ア　水道局における分析

年度ごとの応札・落札状況の分析のみならず、年度の途中にあっても状況を分析・検証するとともに、必要に応じて制度の見直しを行うこと。

また、制度の見直しにあたっては、事業者等の混乱を招かぬよう、市としての歩調を揃え、全体として入札・契約制度の見直しを検討すること。

イ　契約適正化委員会への報告

契約適正化委員会は、市長、水道事業管理者又は病院事業管理者が行う入札及び契約に関し適正な事務の向上に資するために設置されており、入札及び契約手続の運用状況等についての定期的な報告を受け、専門的な見地から意見を述べることとされている。

このことを踏まえ、定期的に「契約一覧表」で応札・落札の状況を報告するとともに、制度の見直しにあたっては、契約適正化委員会の意見を参考とすること。

②　新たな発注制度の検討

水道局における水道施設工事の積算は、初めに現地調査を行い、給水状況を調べて管割図を作成し、次に、断水手順を考えて、数量計算を行い、材料の集計をして、最後に積算となると聞いている。

アンケート調査では、細かい材料の積み上げも多く、設計にあたっては、断水の回避等施工細部にわたる検討や費用削減を考慮する必要があることから、発注するまでには毎日残業しても最短で１か月以上の日数を要すること、また配水管等の地中の工事は、事前に埋設状況を確認することができない工事となるため、施工時に当初の予定と異なり、変更契約に至る場合が多いこと等から設計を担当する職員が疲弊している状況がうかがえる。

この状況を改善するためには、水道局として何らかの新たな発注制度を活用することも有効と考えられることから、活用を検討すること。委員会で考える発注制度を例示するが、水道施設工事には馴染まない制度もあると思われるので、これらに囚われないで検討していただきたい。

＜発注制度の例＞

Ａ　概算数量発注方式

当初設計で平面図、標準断面図を明示し、概算の数量を算出して発注する方式

Ｂ　入札時積算数量書活用方式

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することにより、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式

Ｃ　ＤＢ方式（設計施工一括発注方式）

設計・施工分離の原則の例外として、概略の仕様等に基づき設計案を受け付け、価格のみの競争又は総合評価により決定された落札者に、設計・施工を一括して発注する方式

Ｄ　設計ＶＥ方式

契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更する方式

Ｅ　施工パッケージ型積算方式

直接工事費について、施工単価ごとに機械経費、労務費、材料費を含んだ標準単価を設定し、積算する方式

③　入札・契約制度の見直し

入札・契約制度は、公平性・公正性・透明性・競争性等が確保されるよう適時適切な制度の見直しが行われなければならない。

今回の事案発生の要因は、入札等の制度が直接の原因ではないと考えられるが、事業者や職員からの聞き取り調査等において、入札等の制度を見直すべきと次のような改善要望の声も多く聞かれた。

［制度に関する改善要望の声］

（職員）
・最低制限価格の設定見直し(設定時期や調整等)
・指名競争入札の見直し(地元事業者の育成)
・設計、施工一括発注方式(DB 方式)や設計 VE の試行
・見積徴収依頼の見直し　など
（事業者）
・最低制限価格の設定見直し(ランダム係数等)
・最低制限価格の決定時期(当日、開札時等)
・予定価格等の事前公表
・入札時提出の工事費内訳明細書(詳細版)の見直し
・受注機会の拡大　など

入札等の制度は、関係法令等のもと市として統一した取扱いとなっていると考えているが、改めて制度を点検し、これまでも課題となっていた点を含め、最善の制度となるよう具体的に検討を進めていただきたい。なお、制度の改正にあたっては、発注する職員の意見はもちろん、受注する事業者、契約適正化委員会等第三者の意見を聞きながら総合的に判断し、公平性・公正性等が確保されるよう慎重な検討に留意していただきたい。

＜入札・契約制度の例＞

A　最低制限価格設定方法の変更

水道局が算出した最低制限価格と同額、またはそれと僅差での入札が非常に多い状況にある。

本来、工事の適正な施工等に注力すべき事業者が、円単位の最低制限価格の推測に高額な費用と労力を費やしている状況にある。

円単位の積算に捉われず、一定の範囲の中で概ね適正に積算している事業者が落札する可能性を持つ最低制限価格の設定（ランダム係数等）を検討すること。

しかし、この場合においても、事前に最低制限価格を設定していればその情報を知り得ようとする者が現れるという可能性が否定できないことから、最低制限価格は開札時に設定すること。

また、工事費総額のうち数百円、数千円程度の差であれば、水道局が設定する最低制限価格と同額でなくても大きな影響はなく、概ね適正な積算額と考えられることから、百円単位の最低制限価格を千円単位又は万円単位に変更すること。

B　地域性等を考慮した入札の検討

水道施設は市民生活に密接に関係しており、災害発生時や漏水修繕等は迅速な対応が必要である。この対応ができるのは、やはり地元の事業者であると考えられることから、工事完成後の維持管理業務を一体的に発注する維持管理付工事発注方式、既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する包括発注方式、あるいは工事の施工場所近郊に事業所がある事業者のみが参加できる地域を限定した一般競争入札等、地域性を考慮した入札を検討すること。

また、水道施設工事は、工事の規模、難易度等に応じた事業者を選定することができるよう、等級別の格付による発注標準を定められているが、現在使用されている発注基準表の区分は、一般競争入札の適用が拡大された平成 19 年４月改定時の区分のままであることから、発注基準表の区分の変更を検討すること。

C　総合評価方式の対象工事の拡大

水道局では、令和５年６月から水道施設の管路工事にかかる総合評価方式に限り「特別簡易型(水道施設工事)」を実施しているが、審査項目を見直し、より多くの事業者が参加できるよう検討すること。

また、総合評価方式の対象工事の拡大に併せて、申請書等の代わりに「自己採点表」の提出を求めて総合評価点を算出し、総合評価点の高い者から順に書類の提出を求めて審査する「簡易確認方式」など、事務の軽減も検討すること。

D　積算内訳書の提出

ダンピング防止や工事品質の確保を図る観点から、入札時において、全入札参加者から「工事費内訳明細書」の提出を求めているが、情報漏洩等が懸念された場合に、事業者の積算状況を速やかに確認するため、この様式に積算額を記載させるとともに、落札事業者からは、契約締結後にあらためて詳細な「積算内訳書（積算システムから出力される積算書等)」の提出を求めること。

E　受注制限の検討

受注したにもかかわらず、手持ち工事が過多になり施工が計画通りに行われない等により、経費増加や品質低下が懸念されることから、手持ち工事件数の制限とともに、同日落札制限（一抜け方式）等の導入を検討すること。

⑸　その他の意見

①　公益通報制度の周知

水道局では、平成 20 年２月に「いわき市水道企業職員等の公益通報に関する要綱」を定め、総務課に公益通報窓口を置いているが、職員に対するアンケート調査では 59 人（37.8%）が知らないと回答している。

公益通報制度は職員を守るために有効と考えられる制度ではあるが、近年の新聞等の情報では、通報した職員が不利益な取扱いを受けている事例も見受けられている。公益通報制度のあり方そのものの検討も必要だとは考えるが、まずは、職務に励む職員が安心できる環境が構築されるよう、現制度の運用を確認していただきたい。

ア　現制度の運用確認

公益通報の窓口が総務課におかれ、公益通報窓口は、公益通報の受付、公益通報に関する相談に関し必要な助言及び指導並びに公益通報に係る通報対象事実の調査その他公益通報の処理に関し必要な事務を処理するとされている。これまでの運用状況を確認すること。

また、当該制度の性質として、組織内部の者を窓口とすることとされているが、職員がより安心して相談できるよう弁護士等の第三者を窓口とするなど、制度のあり方そのものについて検討すること。

イ　制度の周知

いかなる制度も、その制度を誰も知らなければ何の意味も持たないと考える。職員が安心して利用できるよう、公益通報制度について、改めて周知すること。

②　調査確認体制の考え方

今回の事案を受け、令和６年３月に本委員会が新たに設置され、「なぜこのような事案が生じたのか」を大きく二つの視点から検証した。一つは、水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することができるのかという点、もう一つは、最低制限価格等の情報漏洩があったのかという点について、調査確認を行ったところである。

令和６年５月、水道事業管理者に対して報告したとおり、委員会の調査確認には限界がある。また、市の内部者が委員会の構成員として調査確認を行うことは、市民の理解が得られがたい状況となっていると感じていることから、調査確認体制についても検証していただきたい。

ア　調査体制のあり方の検討

当該事案について、まずは、水道局において、関係者からの聞き取り等の調査確認を行ったところであるが、水道局のみの内部的な調査確認だけでは不十分と判断し、本委員会が設置された。

しかし、委員会等での調査確認にも限界があることから、状況に応じては早急に捜査機関に相談するなどの体制を構築すること。

とはいえ、むやみやたらに相談すればいいというものではなく、談合情報等があった場合、平成 12 年 10 月に制定された「いわき市水道局入札談合情報処理要綱」に基づき情報の確認等を職員が行うのと同様に、まずは、情報等の信憑性等の確認を職員が行うよう、調査確認体制のマニュアルを作成するなど、調査体制のあり方を検討すること。

イ　第三者機関の協力

入札談合情報処理要綱では、職員による情報の確認等が行われた場合は、いわき市水道局建設業者等選定委員会において、当該談合情報報告及び事情聴取の内容を審議するとされている。

しかし、今回の事案のように「職員の関与が疑われる場合」には、水道局内部職員で構成される水道局建設業者等選定委員会ではなく、客観的、中立公平の立場から第三者機関の審議が有効と考えられることから、既存の「契約適正化委員会」の活用等も検討すること。

４ おわりに

繰り返しとはなるが、本委員会では、改善措置として有効と考えられる再発防止策を例として提案している。

水道局においては、全職員が自分事として水道局を改善するという意識を持ち、前例に囚われない各種の再発防止策に取り組まれるよう強く要望するものである。

5 資料

⑴ 設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会設置要綱

設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会設置要綱

（設置）

第１条　「平下平窪配水管（第 106-49 号外）改良工事」において、設計単価に誤りがあったにもかかわらず、落札者が最低制限価格と同額で落札した案件（以下「当該案件」という。）について、事実確認等の必要な調査を実施し、改善措置等を検討するため、設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌し、水道事業管理者に報告するものとする。

⑴　当該案件に関する事実の調査に関すること。

⑵　当該案件の再発防止のために必要な改善措置の検討に関すること。

⑶　その他当該案件の調査について必要と認める事項

（組織等）

第３条　委員は、入札契約及び工事検査等の事務を担う市職員（今回の事務に関わった職員を除く。）及び学識経験を有する外部有識者から選任する。

２　委員の任期は当該調査等の事務が終了するまでの期間とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期も同様とする。

３　委員会に委員長を置く。

４　委員長は、委員の互選により選任する。

５　委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

６　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

７　委員会の設置期間は、当該調査等の事務が終了するまでの期間とする。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

（秘密を守る義務）

第５条　委員は、所掌事務の遂行に当たり知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（関係部局の協力）

第６条　委員会は、必要に応じて関係部局の協力を求めるものとし、関係部局は、委員会の事務が円滑に処理できるよう、資料の提出その他必要な協力をするものとする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、財政部契約課並びに水道局総務課において処理する。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和６年３月 29 日から実施する。

⑵　中間報告書

写

中　間　報　告　書

令和６年５月 27 日

いわき市水道事業管理者
　　山　田　　誠　様

設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会

委　員　長	緑　川　猛　彦
職務代理者	磯　﨑　泰　三
委　　員	佐藤二三男
委　　員	白　田　真　一
委　　員	金　子　一　平
委　　員	小　林　幹　世

設計単価に誤りがあったにもかかわらず、落札者が最低制限価格と同額で落札した「平下平窪配水管（第 106-49 号外）改良工事」について、「設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会設置要綱」第２条に基づき、委員会がこれまで実施した関係者からの聞き取り等の事実確認の結果について、次のとおり報告する。

1　事実確認を行った事案の経過

⑴　工事概要

工 事 名　　：平下平窪配水管（第 106-49 号外）改良工事
工事場所　　：いわき市平下平窪三丁目 地内
入 札 日　　：令和６年１月 18 日(木)　13 時 30 分
契 約 日　　：令和６年１月 23 日(火)

⑵　入札結果

予定価格　　：56,298,000 円
最低制限価格：50,707,453 円
落 札 額　　：50,707,453 円（税込み）
応 札 者　　：17 者（参加希望者 20 者、内辞退２者・入札無効１者）
※正しい単価であった場合、他の事業者が落札していた。

⑶　発覚の経緯

２月 14 日(水)14 時頃、当該工事の情報開示請求により金入り設計書を入手した事業者から設計に誤りがあるのではないかと情報提供があり、設計内容を確認した結果、次のとおり令和４年度の単価を使用していた誤りが判明した。

・汚泥処理単価
（誤）20,000 円/t　　⇒　（正）22,000 円/ｔ
・汚泥溶出試験費
（誤）30,000 円/工事　　⇒　（正）40,000 円/工事

○最低制限価格(誤)　　50,707,453 円（税抜 46,097,685 円）
最低制限価格(正)　　50,770,031 円（税抜 46,154,574 円）　差額 62,578 円

⑷　契約解除等

当該工事の落札者とは２月 29 日付で契約を解除し、令和５年度における工事の執行を中止した。

２　調査の経過

⑴　落札事業者に対する調査確認

・対　象：１者
・日　程：令和６年４月８日(月)
・場　所：落札事業者事務所内
・委　員：磯﨑委員、佐藤委員、白田委員
・内　容：積算の状況や単価誤りの原因等、委員の聞き取りによる調査確認
　　及び積算システム（パソコン）の確認

⑵　事業者に対する調査確認

・対　象：19 者（本工事に参加を希望した落札事業者を除く全事業者、辞退事業者も含む）
・日　程：令和６年４月９日(火)から４月 15 日(月)まで
・内　容：積算の状況等、アンケートによる調査確認（回答 18 者）

⑶　職員に対する調査確認

・対　象：17 者
・日　程：令和６年４月４日(木)及び４月５日(金)
・場　所：水道局東分庁舎西会議室
・委　員：次のとおり

日　程		委　員	対象
４月４日(木)	午前	磯﨑委員、白田委員、小林委員	４名
	午後	緑川委員長、金子委員、小林委員	５名
４月５日(金)	午前	磯﨑委員、佐藤委員、白田委員	４名
	午後	緑川委員長、磯﨑委員、佐藤委員	４名

・内　容：設計書の管理状況等、委員の聞き取りによる調査確認

⑷　追加の聞き取り調査

・対　象：８者
・日　程：令和６年５月８日(水)、５月９日(木) 及び５月 20 日(月)
・場　所：水道局東分庁舎西会議室
・委　員：次のとおり

日　程		委　員	対象
５月８日(水)	午前	緑川委員長、佐藤委員、小林委員	３名
５月９日(木)	午後	緑川委員長、磯﨑委員、白田委員	３名
５月 20 日(月)	午前	磯﨑委員、佐藤委員、金子委員	１名

・内　容：調査確認の結果において新たに疑義が生じたものや積算の状況等、
　　委員の聞き取りによる調査確認
・その他：小林委員による電話での聞き取り調査　１名

⑸　聞き取り調査の結果に基づく資料等の確認

・日　程：令和６年５月 22 日(水)
・場　所：水道局東分庁舎西会議室
・委　員：全委員
・内　容：調査確認の取りまとめ

【参考】

⑴　委員会

第１回：令和６年３月 29 日(金)　水道局第１会議室
・委員会の概要説明及び調査確認の実施や今後の取り組み等の確認
第２回：令和６年４月 19 日(金)　水道局東分庁舎西会議室
・調査確認の結果及び今後の進め方の確認
第３回：令和６年５月 27 日(月)　水道局東分庁舎西会議室
・報告書(案)の審議及び今後の改善措置等検討のスケジュール確認

○委員

氏　名	所　属　等
委　員　長　緑川猛彦	福島工業高等専門学校　都市システム工学科教授
職務代理者　磯﨑泰三	弁護士　磯﨑法律事務所代表
委　　員　佐藤二三男	総務部職員課人材育成改革推進担当　法令遵守推進員 R6　総務部人事課
委　　員　白田真一	総務部工事検査課　技術職育成支援マネージャー
委　　員　金子一平	財政部契約課　課長
委　　員　秋山弓子 小林幹世	水道局総務課　人材育成・防災力向上担当課長 R6　水道局総務課　課長補佐

＊事務局は、財政部契約課、水道局総務課の合同で担う。

⑵　体制

職員は、今回の事務に関わった職員を除き、入札契約、工事検査、コンプライアンス等の観点から、また、第三者の視点を加えた調査とすべき法律、入札契約等の分野に係る外部有識者の参画を得て、体制を構築している。

３　まとめ

当委員会では、「なぜこのような事案が生じたのか」を大きく二つの視点から検証した。一つは、水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することができるのかという点、もう一つは、最低制限価格等の情報漏洩があったのかという点についてである。

⑴　水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することができるのか

地方公共団体が契約を締結する場合には、地方自治法において、「契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする」とされている。その例外規定として、昭和 38 年の地方自治法の改正に伴い、新たに最低制限価格制度が設けられ、「工事又は製造の請負」に適用されたが、品質確保及びダンピング受注防止の観点から、平成 14 年の地方自治法施行令の改正により、工事及び製造の請負以外の請負についても適用されることとなった。

しかし、最低制限価格の範囲等について特段定められたものはなく、地方公共団体が独自に基準を設定することとなることから、いわき市では、平成 20 年度以降から中央公共工事契約制度運用連絡協議会が決定する低入札価格調査基準(中央公契連モデル)を参考に、工事等の最低制限価格の算定式及び設定範囲を設定し、平成 21 年度からはホームページで公表しているところである。

いわき市における「最低制限価格」の算出方法は、請負工事費を構成する各費目のうち、「①直接工事費」、「②共通仮設費」、「③現場管理費」及び「④一般管理費等」を基に算出するが、令和５年４月１日以降の入札公告等分からは、令和４年度まで行っていた最低制限価格に一定の範囲内で調整を加える運用を廃止しており、予定価格が正確に算出できれば、おのずと最低制限価格は１円単位まで算出できる。

【令和５年度における工事に係る最低制限価格の算出方法】

＜設定基準＞

○次に掲げる額（それぞれ１円未満切り捨て）の合計額

直接工事費	×	97%
共通仮設費	×	90%
現場管理費	×	90%
一般管理費等	×	68%

＜設定範囲＞

○予定価格の85～92%

算定額がこの範囲を上回った場合は範囲の上限値を、
下回った場合は範囲の下限値を最低制限価格等とする。

次に、予定価格については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）において適正な金額での契約締結が、また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられている。

これらを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定により変更）において、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこととされており、これらを踏まえ、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付通知）により、適正な積算に基づく設計金額の一部を予定価格の設定段階で控除するいわゆる「歩切り※1」については厳に行わないこと、予定価格の設定について必要に応じた見直しを行うことが要請され、いわき市においても適正に対応したところである。

※1　「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」とされ、例えば、慣例により設計書の金額から一定額を減額して予定価格を決定する、または、事務の効率化のため設計書の金額の端数を切り下げて予定価格を決定するといったものである。

また、積算にあたっては、水道局では「水道施設積算基準」「水道局設計積算資材単価表」等をホームページで公表するとともに、これまでは見積提出者等に不利益を与えるおそれがあることなどから非公表としてきた建設工事及び建設工事に関する測量・調査・設計等の委託に係る見積設計単価について、積算の透明性、客観性向上のため、令和５年４月１日から、決定した見積設計単価等を設計図書の一部として、入札閲覧時に原則公表としている。更に、一部非公開となる単価（産業廃棄物処分料、物価資料により決定した単価、単独見積により決定した単価等）についても、契約後の行政情報開示請求等により知り得ることができる状況にある。

積算にあたり購入する設計図書や図面等の書類には、必要となる資材等の名称・規格、数量、明細単価番号、建設副産物処理料金に関する中間処理施設名等、積算に必要なものが記載されていることから、事業者が、水道局が算出した積算額（設計金額）に近い金額を算出することが容易になったと考えられる。

【設計金額の算出方法】

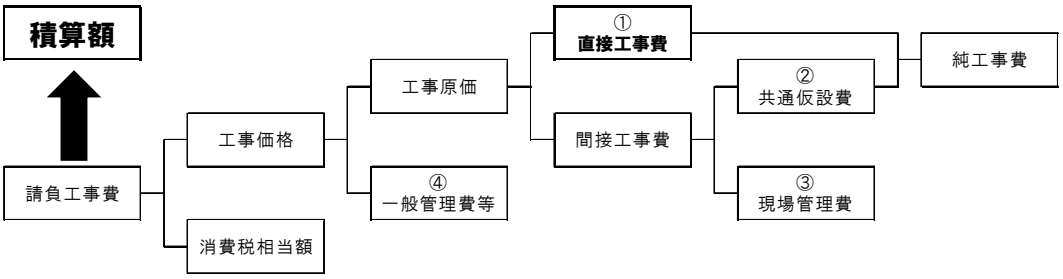

①直接工事費　：材料費、労務費、機械経費　など
②共通仮設費　：運搬費、準備費、安全費　など
③現場管理費　：労務管理費、保険費、法定福利費　など
④一般管理費等：役員報酬、退職金、福利厚生費　など

今回の「平下平窪配水管（第 106-49 号外）改良工事」等の配管工事は、「水道施設積算基準」によると、「直接工事費」は、歩掛について、原則として実務必携の水道施設整備費に係る歩掛表「第一編　請負工事標準歩掛」、「第二編　参考資料」に基づき積算するものとし、これにより難い工種については、県土木積算によるものとするとされている。また、「諸経費の取扱い」となる共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率については実務必携「開削工事及び小口径推進工事等」によるとされ、諸経費にかかる率の補正等が必要な場合に行うとされている。

このため、今回の請負工事費は、直接工事費を基本として、各々の率により算出した共通仮設費、現場管理費、一般管理費を合算し積算することになる。

民間積算システムの普及や見積設計単価の公表等により、水道局が算出した積算額（設計金額）に近い金額を算出することが容易になっており、この額に、ホームページで公表している最低制限価格の算定式及び設定範囲を参考に最低制限価格を算出することは可能である。さらに、令和５年４月１日以降の入札公告等分からは、それまで行っていた最低制限価格に調整を加える運用を廃止しており、正確に設計金額が算出できれば、理論上、最低制限価格は１円単位まで合致することとなる。

また、複数の事業者が同じ積算システムを利用しており、事業者間の入札額が同額となる可能性も十分にある。

現在のように、歩掛、設計単価などの多くが公表され、民間積算システムの精度が上がっている状況において、水道局が算出した最低制限価格と同額で入札することは可能であると、委員会では判断した。

⑵　最低制限価格等の情報漏洩があったのか

（設計単価に誤りがあったにもかかわらずなぜ同額となったのか）

水道局が行った設計担当者及び落札事業者に対する事実確認の結果、設計担当者は、「工事の積算に当たっては、水道局所管の積算システムを使用しており、積算システムで採用される単価等は毎月自動更新されるものであるが、今回、誤りがあった単価等については、見積りにより手計算で算出し、入力する必要があった。しかしながら、当該工事の積算において、本来、令和５年度の単価で入力すべきところを、令和４年度に発注した他の工事設計書等を基に作業をしていたため、令和４年度の単価のまま積算してしまった。」とのことである。一方、落札事業者は、「民間の積算システムを導入し使用していた。当該単価は、積算システムに無い見積り単価であるため、その都度手計算で積算システムに入力する必要があったが、誤って令和４年度の資料を参考に入力してしまった。」とのことである。委員会において積算システム等の確認を行うとともに、設計担当者及び落札事業者に対し、改めて聞き取り調査を行ったが、同様の回答であった。

最低制限価格と同額での入札は、上記⑴のとおり、民間の積算システムの普及と見積設計単価の公表等により、設計金額や最低制限価格を算出しやすく、同額抽選が多発する現状では、情報漏洩等の不正があったかどうかの判別は難しいものの、水道局が誤って算出した最低制限価格と同額で落札されていたということは、やはり不自然であると考える。

また、関係者延べ 45 者への聞き取り調査等の結果、今回の事案について、水道局職員が情報を漏洩していたという事実は確認できなかったものの、事業者からは、過去において情報漏洩等の噂を聞いたという回答があった。

職員が予定価格や最低制限価格などの秘密情報の漏洩等を行った事実が認定されれば、職員はもちろん情報を入手した事業者も、法の下、何らかの処分を受けることとなる。

これまで、当委員会でできうる限りの調査は行ってきたものの、委員会での調査確認には限界があることから、捜査機関への相談が必要であると判断する。

なお、当委員会が行った調査確認の内容は、今後の捜査においても有用なものとなり得ると判断されることから、現時点での公表等はお控えいただきたい。

４　今後の取り組み

当委員会は、「平下平窪配水管（第 106-49 号外）改良工事」において、設計単価に誤りがあったにもかかわらず、落札者が最低制限価格と同額で落札した案件について、事実確認等の必要な調査を実施し、改善措置等を検討するため設置されている。

今後は、これまで行った聞き取り調査や水道局職員に対して行ったアンケート調査の結果を参考に、改善措置の検討を進めて参りたい。